

第3期丹波市地域福祉計画（案）
丹波市成年後見制度利用促進基本計画（案）
丹波市子どもの貧困対策推進計画（案）
丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画（案）
に対する意見募集（パブリックコメント）の結果報告

4つの計画について、市民の皆様からご意見やご提案を募集した結果、8名の方から意見等が寄せられました。

つきましては、寄せられた意見等に対する市の回答及び考え方を次のとおり取りまとめましたので報告いたします。

なお、2月3日丹波市議会民生産建常任委員会では丹波市社協の推進計画への意見1名分を除く7名分の意見で報告しております。

記

1. パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 令和2年12月25日(金)～令和3年1月25日(月)
- (2) 意見の応募者 8名
- (3) 提出方法の内訳 市役所各支所等設置の意見箱 4名
 担当課宛メール又はFAX 4名
- (4) その他
 - ① 丹波市議会議員（R2.12.22／民生産建常任委員会）
 - ② パブコメミーティング（R3.1.21／市民プラザ）13名参加
 ※参加13名のうち、リモート（Zoomミーティング）による参加が3名
 後日、お二人からご意見をいただきました。

2. 意見及び提案の概要と市の回答及び考え方

※表中「計画該当P」は、パブリックコメント用計画（案）の該当ページとなります。

※表中「市の回答・考え方」欄の最上段の【 】内は、対応の要旨としています。

計画 該当P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
P2(3) P9 コラム	今まで防災対策でいう3要素（自助・共助・公助）で福祉活動をしてきたところ、今回、「互助」が入り再編による最適な組合せを図としている。 「互助」の定義はP9及びP31へ進まないと把握できない。 そしてP9で「家族・隣近所・ボランティア等」とある「等」でなく、全ての互助対象を列記するのは困難と思われるので、「ボランティア等の○○○」と表記できないか。 できれば「互助」が最初に出るページで定義できないか。	【修正提案】 従来の「3助」に「互助」を新たに加えることの記述をP2(3)の中に追記するとともに、P2の欄外に「互助」の定義が分かるように注釈を入れることといたします。 なお、P9のコラム内の「3助」から「4助」への再編図内の「互助」の記述については「家族・隣近所・ボランティア・自治会・自治協等での支えあい」に修正いたします。

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
P2、P9、 P31 ほか	「互助」の視点が新たに加えられた点、その趣旨は大いに賛同できる。 ただ、実質的な効用の具現化には「住民の意識の高まり」が必要であることは明白。 その達成に向け、いかなるアプローチが効果的であるかが課題になる。 このようなパブリックコメントの集約を通して地道な取り組みの継続が重要であると思います。	【現状維持】 人口構造が変化し、支え手側の若い世代が減っていく現状において、高齢者を若い世代が支える仕組みである社会保障制度（年金・介護保険等）だけでは、今後、立ち行かなくなってしまうと考えています。 そのためには、 ・高齢者がいつまでも元気であること ・地域の方を地域の人々で見守る体制を整えていくこと ・地域住民が共に助け合う「互助」の体制を構築していくこと などが必要になってくると考えます。 以上のことを具現化していくための取り組みとして、 (1) いきいき百歳体操の展開や介護予防出前講座等の開催 (2) いきいき百歳体操や高齢者の居場所確保等を通じて生まれる地域の見守り体制の構築 (3) 元気な高齢者が支える側に回っていただく「くらし応援隊」の養成推進などに取り組んでいます。 一方でご意見のとおり、地域住民による意識の醸成が大変重要なことであると思われ、そのために社会福祉協議会に設置する「地域支えあい推進員」の活動を通じた地域への働きかけを今後も地道に継続してまいります。 その活動の延長として、地域（小学校区を基本）に支えあい推進会議の設置を推進し、それぞれの地域がその地の特性を活かしながら、地域における生活課題を解決できる体制の構築に繋がっていきたいと考えています。
P2(3)	「コロナ禍では外出を控え…」とあるが、本計画が令和3年度から7年度であることから、「令和2年(2020年)のコロナ禍では外出を控え…」と年を入れるべきではないか。	【修正提案】 現状においては、新型コロナウイルスの収束が見通せない状況下ではありますが、ご意見のとおり令和2年の特記すべき事態と捉え、「令和2年(2020年)」を追記いたします。

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
P5 (2)	「アンケート調査（有効回答率 41.8%）」とあるが、統計データのサンプル数を示す「n」を加え、有効回答者数を表示してはどうか。 「アンケート調査（有効回答率 41.8% <u>n : 1,254 人</u> ）」	【修正提案】 ご意見のとおり、実際の有効回答数を「n : 1,254 人」と追記いたします。
P6 (2)	「失業や疾病の…増加が見受けられます。」は、丹波市の状況なのか。 P13⑥「生活保護世帯」グラフを見ると受給世帯及び人員は減少傾向にある。P6 は増加で P13 は減少傾向と整合性がとれていないのではないか。	【現状維持】 P6～P9 については、「地域福祉に関わる国・県の動向」であり、丹波市の状況を記述したものではありません。 生活保護受給者について、全国的には増加傾向にありますが、丹波市は受給世帯及び保護率ともに減少傾向にあります。（～R1 まで） コロナ禍において令和 2 年度に入ってから生活困窮等にかかる相談も増加傾向にありますが、緊急小口資金や総合支援資金の貸付等により、当面の間の対応がこれで賄われていると推測するため、生活保護の受給までには至っていないのが現状です。 しかし、今後、当該資金の貸付期間終了後には生活保護に移行されることも推測されるところです。
P13 (2)④	障害者手帳所持者の推移表示はあるが、障がい者における行政（公的）及び企業（私的）の法定雇用率（雇用率等の雇用状況）の推移を表記して欲しい。障がい者に対する丹波市の支援度を明確にするためです。	【現状維持】 市役所や民間企業等における個々の雇用率は非公表とされていますので、本市の状況として推移を追記することはできません。（ハローワーク柏原） 本市の状況は公表されていませんが、参考として厚生労働省兵庫県労働局が令和 3 年 1 月 15 日に記者発表している「令和 2 年障害者雇用状況の集計結果」では、民間企業の法定雇用率 2.2%のところ、実雇用率が 2.21%（対前年+0.05P）、公的機関の中で市町は法定雇用率 2.5%のところ、実雇用率が 2.38%（対前年-0.20P）という結果でしたので補足とします。
P15 (3)①	民生委員・児童委員は「共助」「互助」でなく「公助」ですか。 年間 25,000 円？の活動費が個人に支払われているので「公助」、協力員には個人単位での受給はないので「共助」または「互助」？ 民生委員・児童委員は、自治会長等	【現状維持】 民生委員・児童委員は、特別職の公務員となりますが、給与や報酬等は支払われておらず、費用弁償として年間 6 万円程度の活動費が支払われる地域福祉のボランティアです。 法律に基づいて配置される民生委

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
	の地域から推薦される方ですので区分けを理解したい思います。	員・児童委員ですが、民生・児童協力員とともに「互助」の区分において活動いただく方となります。 なお、ここで言う「共助」とは、医療・年金・介護保険等、リスクを共有する被保険者等で負担しあう社会保障制度を位置づけていますので、ご理解ください。
P16 (4)③	成年後見制度における市長申立の要件(条件)要綱はあるのか。また法的根拠は。憲法が保護する私権との関係から。	【現状維持】 丹波市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成 17 年告示第 671 号)において、市長申立に関する要綱を設置しています。 なお、法的根拠は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 32 条、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 51 条の 11 の 2 となります。
P17 (4) ④⑤⑥	コロナ禍にある令和 2 年(2020 年)の状況の有無をデータで表記するのは難しいと思うので、文で増減傾向を説明できないか。	【現状維持】 コロナ禍(1/25 現在)において、④児童虐待に関する相談件数、⑤障がいのある人に対する虐待に関する相談件数、⑥DV に関する相談者数は、前年度並みとなっており、現在のところ明らかにコロナ禍を起因とする事案の相談は受けておりません。(潜在分は未把握) よって、当該グラフ横に特筆するまでの実績等もないのが現状です。
P23 3(1)②	「地方部は最低限度のサービスを確保するための人材確保」で、「確保すべき最低限のサービス」の羅列説明が必要ではないか。 語彙の説明でも良いが。	【現状維持】 3(1)「2025 年及び 2040 問題(全国的な傾向)」については、P1 の「1(1)計画策定の趣旨(1)から(4)」に記述している内容と重複するため、P23(1)の 2025 年問題及び 2040 年問題(全国的な傾向)の項目を削除して整合を図ります。 なお、地方における福祉人材の確保に関する考え方等については、P49～50 に記述する重要視点 4「人づくり」における基本的な施策の方向性(1)から(7)で説明しているところです。

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
P27～29	課題認識について、6項目はそれぞれに問題と課題が記述されています。 何が問題であり、どんな課題が必要なのか。問題と課題を要約したサブタイトルをつけて、分かり易くして下さい。	【修正提案】 ご意見のとおり、問題と課題を整理し、項目の次にそれぞれ箇条書きで問題及び課題の見える化を図ります。
P39 (3)	項目名の「医療・介護における重度化防止及び地域生活支援の充実」と記述内容が少し一致していないのでは？ 「医療職参画により、介護予防、重度化防止及び地域生活支援」というような表現ではないか。	【修正提案】 ご意見のとおり、記述内容にあった項目名に修正いたします。 なお、この項目が推進協議会で決定した重要な項目（「基本的な施策の方向性」）に当たるため、推進協議会に提案し、協議することといたします。
P42 (1)	「地区」の役割において、自治協をはじめとする各種団体や機関等が、①～⑥の役割を果たせるか疑問がある。 平成24年4月1日施行の丹波市自治基本条例第12条第6項で「自治協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、豊かな地域社会の実現に取り組むものとします。」と自治協議会の役割を明確にした。 また、同条例第10条第1項で「住民自治とは、共同体意識を持てる一定の地域において、市民が地域課題を解決し、よりよいまちをつくらうとする自主的かつ主体的な活動をいいます。」と住民自治を説明している。 条例からすると自治協議会は①～⑥の役割をはたす団体となるが、自治協議会はボランティアの会長・副会長と丹波市から委嘱された地域づくり活動推進員の組織の程をなさない、丹波市からの地域づくり交付金を活動資金とする団体である。 丹波市地域づくり交付金交付要綱第6条に定める（交付対象事業）は、 (1)活動拠点施設の維持管理及び運営 (2)活動推進員の設置、自治協議会の運営、地域づくり計画に位置づけられた活動及び地域課題解決事業 (3)地域づくり計画に基づく地域課題に対し、自治協議会が主体的に取り組むことでその解決が図られる事業（特別分） (4)前3号に定めるもののほか地域選択事業	【現状維持】 ご意見のとおり自治協議会に①～⑥の役割を担っていただくことは容易でないことは認識しています。 しかし、確実に迫りくる状況として高齢者が増大し、支える側の現役世代が激減するという現実があります。 これは現行制度や仕組みのままでは今後、高齢者の増大に伴って必須となる介護や医療に携わる人材及び財源を確保することができなくなることを示しており、この状態をそのままの形で、次の世代に引き継ぐことはできないと考えています。 以上のような状況を踏まえ、限られた人材や財源をいかに有効かつ効率的に活用するのか、また高齢者は弱く支えられるものという概念を払拭し、高齢者が元気で生きがいを持ち続け、活躍できる場をいかに創っていくのかということが課題であると考えます。 その中で地域の役割として、「互助意識の醸成」や「見守り体制の構築」、「地域における生活課題の抽出と解決」を担っていただきたいと考えています。 この取組みを推進するうえで多くの課題はありますが、その一つひとつの取組みに市や社会福祉協議会が関わるのは前提として、地域に所在する企業や社会福祉法人等からも協力を得ながら、地域の住民の全てがつながり、将来、住んで良かったと思える地域をつくるために行動を起こさなければならぬ時期が今だと考えます。

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
	第4号を根拠として「地域づくり計画」に入れば事業対象になるが交付金が加算されることはない。 自治協議会は地域づくり交付金では不足、会員からの会費や貯金の取崩しで地域づくりを行っている状況である。 平成29年度から丹波市の広報誌を仕分け配布する事務を自治協議会に委託され、総務部から第4号交付金を交付されている。 自治協議会に①～⑥の事業委託をされたとして福祉部からの交付金の交付を受けないと役割を果たせないのが現状である。 すなわち、事業を行うには、人・物・金があることが必須の条件である。 一方、社会福祉法人丹波市社会福祉協議会は、地域福祉の推進支援事業に対し、申請は必要である助成金制度を設けている。 この助成金の財源は事業収入、丹波市からの業務委託料（地方交付税のように一般財源としている）、会員の会費である。 平成何年か忘れたが、会員になるのは任意であり、1世帯会費1,500円は徴収していないと回答した。 結果、自治会がまとめて会費を納入するのは自治会員が社協の事務に賛同し会員になるとして一括納付している。 P11②で記述しているように丹波市の人口は減少するが、世帯数は増えるという現状である。 また、P15③で記述しているように自治会（任意団体）の加入世帯数が減少している等から助成金の原資となる会費収入は減少している。 P42での自治協の役割①～⑥を果たすためには事業を立ち上げ継続する必要がある。 どのような事業が助成金対象になるか教示していただきたい。 また、上限額の30万円を50万円に拡充されることを要望します。 丹波市が社協への業務委託料を加算すればと考えます。 春日地域は、自治会長会と自治協議	人の意識を変えることは難しく、時間も要すると思いますが、何卒ご協力をお願いいたします。 また、様々な事業を実施していくためには、「人・物・金」はセットかもしれませんが、今後、生産年齢人口の激減に伴って税収も確実に減ってくることが想定されるため、地域に対して十分な手立てができる保障もないのが現状です。 限られた財源を大きく変化する社会情勢に合わせて、重要な施策に財源を重点配分するには、従来から当然のように行ってきた事業の廃止や縮小等の見直しも必須と考えます。 是非、地域で行っていただく活動については、活動に対する対価を金銭によるものだけでなく、地域の全ての住民が「お互い様」の意識を持ちながら、活動を通じて得る「やりがい」や「つながり」、「ありがとう」などの感謝のことばによる自己有用感の獲得も対価として感じていただけるような活動が展開できるように推進してまいります。

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
	会とが併設で、自治会長会が地区課題に取り組む、旧春日町時代の社会教育振興会の事務を継承した自治協議会は公民館事業（主にイベント）に取り組むという区分け活動している。 社会教育指導員・まちづくり指導員を経験した、黒井地区自治協議会の事務補助員をしている私的見解です。	
P42 (1)	「地区」の役割「①支えあいの仕組み等を議論する支えあい協議体」とあるが、ページによって記述が統一されていないので、「支えあい推進会議」に統一すればどうか。	【修正提案】 「協議体」の記述を排除し、すべて「支えあい推進会議」に統一いたします。
P44 コラム	中央は「支えあい推進会議 西部」とあるが、「南部」の誤りでないか。 また、「東部」についても西部、南部に合わせて写真を２枚にしてはどうか。	【修正提案】 ご指摘のとおり誤りでしたので、「南部」に修正いたします。 また、東部についても他圏域に合わせて写真を１枚追加いたします。
P45 (4)①	「くらし応援隊への参加や利用促進」とあるが、利用を促進するのは市の役割ではないか。	【現状維持】 ご意見のとおり、くらし応援隊の利用促進は、ケアマネジャーに対してプランへの組み入れを促す等、市の役割であると認識しています。 しかしながら、ここで記述する内容は、特定の機関に対する役割として位置づけたものではなく、基本的な施策の方向性として、市、各機関、地域及び市民等、全体で利用促進に取り組んでいくため記述したものですのでご理解ください。
P49～50	重要視点４「人づくり」において、校区単位の支えあい推進会議を意味のあるものにするためには、行政、社協からの支援より、地域住民からの期待や後押しがないと、会議を主導する者（自治振興会長や推進員）は、やらされ感が抜けず、形式的なものになっています。 このため、人づくりが基礎であると思いますが、計画では住民を担い手として育成していくための生涯学習体系（学校教育～社会教育の一貫した連続性）が見えてきません。 学校教育で学ぶもの、社会教育で学ぶもの、学ぶ機会や仕組みを計画に含	【現状維持】 学校教育～社会教育にかかる一貫した連続性と言う意味での記述はできていませんが、P49(1)から(7)の人づくりにおける基本的な施策の方向性として、「学校による福祉教育～地域住民の福祉意識の醸成～福祉の魅力アップ～研修及び業務改善～福祉人材の確保」の連続性を持たせた記述にはしているところです。 しかし、ご意見のとおり大変重要な視点であると判断しますので、次年度以降に継続して開催する推進協議会の中で、具体的な「学び」の仕組みについて協議を進めることといたします。

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
	めるべきと思います。 別途、行動計画的なものが作られ、 その中で詳細に示されるならそれで結構です。	
P57～59	計画の進捗について ① スケジュール(進捗)管理について、「誰が」、「何を」、「いつまでに」を明確にしてください。 ② 評価について、PDCA による評価は、評価指標に基づくこと。Action が次のステージでは計画になるようにしてください。	【修正提案】 ① 計画策定後も継続して設置する「丹波市地域福祉計画推進協議会」において、当該計画の進捗状況の管理を行っていくこととしています。 よって、ご質問の「誰が」、「いつまでに」、「何をするか」は、「丹波市地域福祉計画推進協議会」が、「毎年度」、「計画に定めた指標並びに諸施策について、進捗管理等を行う」こととしています。 ② ご意見のとおり、毎年度の進捗管理の際には「Action(改善)」部分を明らかにしたうえで計画の時点修正を行うことといたします。 なお、5 年計画を 3 年で見直し(時点修正)することとしていますので、大きな「Action(改善)」が必要となった場合には、推進協議会での協議を経て修正することといたします。 そして、この PDCA サイクルでもって第 4 期計画につなげてまいります。
P58～59	重要施策の推進について、全ての重要視点について評価指標を設定すべきではないでしょうか。 また、指標についても、開催数、設置数等のアウトプット指標に加え、取り組みによる効果・成果のアウトカム指標を設定しないと、目指す方向性に達しているのかが見えてこないと思います。	【現状維持】 当該計画は 5 年計画のため、重要視点の中でも特に急務又は優先すべき施策(基盤整備関連)について指標を設定しているものです。 推進協議会が策定後も継続して設置し進捗状況の確認を行うとともに、策定後 3 年目に時点修正を行うため、今回、示している基盤整備にかかる指標の進捗状況を把握したうえで、次は新たな成果指標を設定することが妥当と考えているところです。
P69～71	相対的貧困率の算定数値等の解釈について	【現状維持】 丹波市の相対的貧困率は約 9.0%(アンケート調査で世帯人数と年収の両方に回答された 1,147 の内 103 人が<u>ライン</u>※を下回る)、また、ひとり親世帯の相対的貧困率は 38.8%(アンケート調査で一人親世帯が 98 世帯であり、そのうち 38 世帯が<u>ライン</u>※を下回る)でし

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
		た。 調査結果として、全国平均と同様に本市においても、ひとり親であると相対的貧困率が高くなる傾向にあることがわかりましたが、国民生活基礎調査と本市の抽出対象が異なるため、全国平均と単純比較できるものではありません。 計画概要書の説明で、「ひとり親の相対的貧困率が高い水準にある」と表現したのは、本市（38.8%）と全国平均（50.8%）とを単純に比較したものでなく、全国結果と同じ傾向が本市にもあるという意味で説明したところですのでご理解ください。 （国と市がそれぞれ算出している数値の分母の考え方は異なる） ※「相対的貧困率」 本市の調査において抽出した対象の世帯収入額と世帯人数に基づく等価可処分所得の中央値の一定割合（50%が一般的とし、いわゆる「貧困線」）のライン（128 万円）を下回る所得しか得ていない者の割合としています。
P74 2①	主体を明確にするため、②～⑥の表現に合わせて、①についても「子育て包括支援センターによる…」とすべきでないか。	【修正提案】 ご意見のとおり、①について主体を先に表示して、その後、支援内容が続けて記述するようにします。
計画 (共通)	当該計画に社会福祉法人の監査体制について記述がないが必要でないか。	【現状維持】 P53 「(4) 社会福祉施設等の適正な管理運営③」で社会福祉法人等の適正な指導監査の実施について記載しています。
計画 (共通)	計画に入れるべき語彙: 1. 「人生 100 年時代」及び 2. 「SDGs」 1. 人生 100 年時代社会に伴う「福祉制度・施策」が計画にない。 1965 年（S40 年）65 歳以上を高齢者 ↓ 20 年後 1985 年（S60 年）人生 80 年時代 ↓ 約 20 年後 2007 年（H19 年）人生 100 年時代 ①人口学者が平均寿命を推計した結果、2007 年（平成 19 年）に日本に生まれた約 109 万人の子どもは 107 歳	【現状維持】 P2(3)の中で「人生 100 年時代」の記述はしており、当該計画の重要視点並びに施策の方向性こそが、人生 100 年時代を見据えたものと考えています。 なお、「SDGs」（持続可能な開発目標）は、地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の目指す姿とは重なる部分があり、結びつけて表示することも良案として協議会でも検討しましたが、丹波市総合計画では計画の目的部分で一部触れているのみで計画本編までは至

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
	まで生きる確率が 50 といい、 ②オックスフォード大学のオブボーン准教授は論文で、2045 年までに職業（仕事）が半分 A I（人工知能）に奪われると論じている。 2 例は社会の基本的コンセプトが変わることを示唆している。これまでは現役（0～60 歳定年→老後）が現役（0 歳～100 歳）（これまで+40 年間）という「生涯現役」であるという社会常識に変わるということである。 20 世紀は人生の 3 ステージ「教育」→「仕事」→「引退」という順番で、多くの人（日本のサラリーマン 85% 2005 年総務省統計局資料）が同じ“一斉行進”をしてきた。 この 3 ステージの生き方を機能させようとする、2 つ目の「仕事」のステージを長くするしかない。 3 ステージの一斉行進時代から「一人一人が、自分が道を選択し、オリジナルな道を歩んでいく」マルチ・ステージ時代に入っていくであろうとされている。 また、年金者 2,000 万円問題が金融庁の報告書（収入を年金のみに頼る無職世帯のモデルケースでは、20～30 年間生きるには 2,000 万円の老後資金が必要（夫 65 歳以上で妻が 60 歳以上の無職世帯の平均的実収入月額約 21 万円（介護保険料・健康保険料が徴収されていない金額）消費支出 26 万 4,000 円とみられ毎月約 5 万円の赤字が出る。 $\therefore 5 \text{ 万円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 30 \text{ 年} = 1,800 \text{ 万円}$）から年金だけでは生きていけない。 人生 100 年時代に入り、年金の支給開始年齢を 70 歳以上とすることが検討されている。このことは「生涯現役」を示唆している。 また、本計画の「3. 社会変化に伴って変わってくる本市の状況（将来見込み）」に生産年齢人口減少がある。 日本の生産年齢人口は 15 歳以上から 64 歳以下となっている（義務教育が終わる 15 歳から高齢者と呼ばれる 65 歳未満）総務省データ 2018 年 10 月の日本の総人口 1 億 264 万 3 千人の 59.7% の 7,545 万 1,000 人である。（2040 年 53.9% の 5,978 万人と推計）。	っていません。 よって、上位計画とする丹波市総合計画との整合を図るため、丹波市地域福祉計画についても記述しないこととしましたのでご了解ください。

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
	この人数で GDP2～3%の経済成長は困難、ちなみに、日本の労働生産性は OECD(経済協力開発機構)加盟国 36 国中 21 位である。 日本は移民政策を取らない国から、生産年齢人口の補完を新在留資格で外国人単純労働者に門戸を開き、5 年間で 34 万人を受け入れ GDP600 兆円にする経済成長戦略を打ち出している。 この結果、丹波市でも研修生として多様な国の外国の若者が増えている。 この働き手の外国の若者は「みなし日本人」と扱われ、憲法第 3 章(国民の権利及び義務)に定める国民の権利及び義務の各条項は性質上可能なかぎり外国人にも適用される。 彼らは、税金を払い皆保険、皆年金の掛け金を掛け、日本の福祉制度を支えてくれている。 また、人生 100 年時代の「生涯現役者」が日本の生産年齢人口を補完する機能の要因となる。 以上から、「人生 100 年時代」という言葉を計画に記録しておくべきである。丹波市の他部局が策定している計画入れている。 2. SDGs (Sustainable Development Goals 「エス・ディー・ジーズ」: 持続可能な開発目標) が計画に表記されていない。 SDGs は 2015 年 9 月の国連サミットで採択され、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年間で達成するために 17 の大きな目標を掲げた。 『3. すべての人に健康と福祉を：あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。』の中のターゲット 3.1～3.9 を見る限り、第 3 期丹波市地域福祉計画書に表記する内容は無いが、目標に「福祉」がある ・計画の内容に関連するターゲットが見聞できる。 ・SDGs 達成に自治体も取り組んでいる。 ・丹波市の他部局が策定している計画入れている等から「SDGs」という言葉を計画に記録しておくべきである。	

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
	【流し目で見聞しただけであるが、つぎが見聞できる。】 1 貧困をなくそう 1.2 22030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 8 働きがいも経済成長も 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 10 人や国の不平等をなくそう 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 11 住み続けられるまちづくりを 11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 13 気候変動に具体的な対策を 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。	
計画 (共通)	地域福祉計画において書き込むべき課題かどうかは不明ですが、喫緊のコロナ感染症対策について、第4章「計画の基本的な考え方」の前文などで、少し触れるべきなのではないかと思えます。 即ち、人と人の間に疎外と分断を広げるコロナ感染症の広がり、特に、高齢者、障害者、虐待、一人親家庭、ひきこもりの方など生きづらさを抱える人々の暮らしを直撃し、課題をより深刻化させるのではないかと危惧します。これら、新たな深刻な危機に対しては、社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）に加えて「社会的つながり」（ソーシャル・リレーション）を高める不断の営みが必要だと考え	【現状維持】 コロナ禍での地域福祉のあり方については、推進協議会の中でも検討いたしましたが、日ごとに感染者が増し、行政（国・県・市）や医療機関等の感染症対策についても状況に応じて変更されていますので、本計画では P2(3)の最後の部分で「コロナ禍…」の表現に留めたところです。 また、「感染者や医療従事者・家族等への差別や偏見」とのご意見に関しては、P33「(3)人権擁護」で記述しているところです。

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
	ます。 これらは地域福祉計画の実践を通してこそ実現できるものと言え、その実践ノウハウを総動員して、これらの課題克服をめざすと言う姿勢を少し表現して頂ければと思います。 併せて、コロナ感染症が引き起こす感染者や医療従事者・家族等への差別や偏見を丹波市域において決して広げないという視点は、地域福祉計画としても位置付けておくべき課題だと考えます。	
計画 (共通)	地域福祉の推進においては、「第４章 計画の基本的な考え方、２．重要視点（２）地域づくり」などで記されている通り、自治協・振興会・各自治会などの基礎的な関わりが不可欠です。 そして、これらを前提としつつ、加えて必要となるのは、テーマに沿って動く N P O やボランティア団体などいわゆる市民活動の多彩な活動なのだろうと思います。(事業やビジネスを通して社会課題の解決をめざす、いわゆる社会起業家も含む)。 これら市民発の活動は稚拙な非力なものが多いかもしれませんが、市民が主体的に地域の課題に関わろうとする意味で地域福祉の原動力・プレーヤーともなり得るものであり、こうした、アイデアにあふれた温かな活動が豊かに息づいている地域かどうか、即ち、地域参加への多くの道筋を市民に提供できているかどうか、今後の地域福祉計画の具体稼働にとって欠かせない要素なのだと思います。 その意味で、第４章の前文、または、「２．重要視点（２）地域づくり」の項目の中に、これら、地域の市民活動との連携や協働をより強めて進めていくという姿勢をもう少し表現していただければどうかと考えます。 この意見は、市民活動への補助・助成の強化をただお願いするという趣旨からのものではありません。あくまで、市民が自分の持ち場から地域づくり課題により多く関わろうとすることを励まし、仲介し、伴走し、コーディネートする営みを願っているということで	【修正提案】 「地域づくり」には、ご意見のとおり、NPO 法人やボランティア団体などの市民活動が不可欠と考えます。 P41「■地区の生活課題の相談支援の仕組み図」中の「社会福祉法人など」の「など」には、NPO 法人や企業、事業所等を含むと解していますが、視覚的に分かりにくいいため、分かりやすいように図を修正いたします。 また、P42「地区」の役割を担う対象団体及び機関の中に NPO 法人等も追記いたします。

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
	す。 これらは、上記(1)の通り、今後、コロナ禍でより難くなる地域づくりの諸課題を、行政・市民が一体となって乗り越えていくための方策としても不可欠なものであると思います。	
計画 (共通)	第2期計画の総括を公開してください。	【現状維持】 第2期計画（＝丹波市地域福祉活動促進計画）の総括又は計画の進行管理及び事業評価については、外部委員で構成する「地域福祉活動促進計画評価・検証委員会」を社協が設置し、毎年度、事業評価をいただいていたが、第3期計画の策定に着手した令和元年度から当該委員会に変わる組織として市が推進協議会を設置して以降、2次計画の評価等が行えていないのが現状です。 平成29年度から30年度にかけての計画の評価・検証結果については、市及び社協のホームページにおいて公表しているところですのでご確認ください。 また、ご意見のとおり、本来的には、前計画の総括（評価・検証結果）を経て、新たな計画における施策に反映されなければならないと考えますが、前回計画（第2期計画）は、 (1) 市と社協が一体的に策定した福祉に関する行動計画が主であったこと（社会福祉法（以下「法」という。）上、計画策定が任意であった頃） (2) 法改正前に策定したものであり、福祉にかかる各部門別計画の上位計画に位置づけられる前であったこと (3) 法改正を受けて、第3期計画からは社協の推進計画と分離（計画冊子の中で分離）させ、市単独の計画としたこと 等の理由により、前計画の総括（評価・検証結果）をそのまま反映しにくい体系となったことから、今回の計画では、P2の「(4) 本市における地域福祉の推進」の中で前計画における経緯等のみを記述するに留めているところです。

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
コラム (共通)	全体的にコラムに使用されている写真について、市島地域が多いように思う。他地域で実施されている優良事例も掲載するのがよいと思いました。	【修正提案】 市内で先進的な取組みをされている事例及び実施状況（写真）を追加いたします。
丹波市 社協第 4 次地域 福祉推 進計画 P75	第 2 章 これまでの取組みの成果と今後の課題 ・これまでの取組みは何が成果で、何か未達成になったのかが曖昧で、社協としての課題が何かが明確でなく、「…が必要です。」等の文章に止まっています。	現行計画の成果と課題において、社協が取り組む計画部分の取組結果を記載しております。達成できたところを成果とし、未達成なところを課題としております。課題を課題としてだけでなく、今後の方向性を含めて課題として記載しております。
P78	・社協が抱える事業や業務の問題点と課題においては、統計データやアンケート結果からのもので、実践現場からの「困った・弱った」との関係が問われず、具体性のある課題や問題が見えてこない。また運営上の問題点と課題は本質問題に触れられていない。	計画ですので、客観的に策定するため統計データ等を使用しております。 主観的な「困ったこと」等は、実践していくときの参考といたします。
P81	第 3 章 今後の取組み ・丹波市社協内等で協議されてきた第 4 次の地域福祉推進計画は、「気づく」「はじめる」「つながる」の行動目標のみで、どの様に地域生活課題解決の支援やきっかけづくりを行い、プラットホームをつくるのでしょうか？地域福祉推進の具体化は、現場任せになっていないのでしょうか？	丹波市社協の地域福祉推進計画は、住民の皆様と一緒に地域をつくっていくための行動目標を定めております。地域課題はそれぞれの地域で異なります。地域課題を共有するところから一緒に進め、課題解決につなげていきます。またこの過程がプラットホームづくりの要になると考えており、現場において地域住民の皆様と一緒に進めていきたいと考えております。